

(日本語訳)

アメリカ合衆国
証券取引委員会
ワシントン D.C. 20549

様式 18-K/A
第 1 回訂正書
外国政府およびその行政区画用

年次報告書

アルゼンチン共和国
(登録者の名称)

直近会計年度終了日：2000 年 12 月 31 日

登録有価証券*
(会計年度終了時現在)

銘柄名	登録有効額	登録取引所の名称
該当なし	該当なし	該当なし

証券取引委員会からの通知および連絡を受ける権限ある者の氏名および住所

20006 ワシントン D.C.
N.W. K ストリート 1800 番地 924 号室
アルゼンチン財務代表事務所
フェデリコ・C・モリナ

写し送付先

10006 ニューヨーク州ニューヨーク市
ワン・リバティ・プラザ
クリアリー・ゴットリーブ・スティーブン&ハミルトン法律事務所
カルメン・アマリア・コラレス

* 登録者は、任意でこの訂正書を提出するものである。

アルゼンチン共和国 債務再編の近況

本項記載の情報は2000年12月31日に終了した会計年度のアルゼンチンの様式18-K(訂正済)に基づく年次報告書(以下「2000年度18-K」という。)別紙D記載のアルゼンチンに関する情報を補足するものである。本訂正書は、2000年度18-K記載の情報を全面的に更新することを意図するものではない。下記の情報はアルゼンチンの債務再編案の基本的条件を提示することのみを目的とし、いかなる証券の売却または交換の申込みとなるものではない。アルゼンチンはその債務再編案について登録届出書の提出を行う予定であるが、これには2000年度18-K記載の情報の全面的な更新情報が記載されることになる。本書において使用されているが定義されていない(英文で)大文字で始まる用語は2000年度18-Kに記載されている意味を有する。

公共部門の債務

債務再編案

アルゼンチン政府は、アルゼンチンの公的対外債務の元本および利息の支払を停止した2001年12月以降、債務再編の選択肢につき分析し、アルゼンチンの債権者と情報および意見を交換してきた。2004年6月1日、ロベルト・ラバーニャ経済産業大臣はアルゼンチンにおいて、アルゼンチンの公的対外債務の再編最終案を公表した。政府は、この再編が、米国、アルゼンチンならびにヨーロッパおよびアジア各地域におけるいくつかのトランシュをもつ包括的エクステンジ・オファー(債務交換)を含むものと考えている。この再編の目的はアルゼンチンにとり持続可能な債務の負担を実現することにある。

政府は、所持人に一定の利益を受ける権利を付与する分離可能なGDP連動ユニット付の3種の新債券(付属書類D参照)を発行する予定である。その3種の新債券は次のとおりである。

- 元本維持債(Par Bonds)
- 元本削減債(Discount Bonds)
- 準元本維持債(Quasi-par Bonds)

政府はそのエクステンジの財務条件は、以下の2つの異なるエクステンジ・シナリオに依存するであろうと考えている。

- シナリオ1 債権者の参加が不履行債務812億米ドルの元本総額の70%以下である場合、発行する新債券の総額は約385億米ドルとする。この場合、発行する元本維持債の元本総額の上限は約100億米ドル、元本削減債の元本総額の上限は201.7億米ドルとする。
- シナリオ2 債権者の参加が不履行債務812億米ドルの元本総額の70%を超える場合、発行する新債券の総額は約432億米ドルとする。この場合、発行する元本維持債の元本総額の上限は100億米ドル相当額から約150億米ドルに増額し、元本削減債の元本総額の上限は201.7億米ドル相当額から約198.7億米ドルに減額する。
- いずれのシナリオにおいても、準元本維持債の元本総額の上限は約83.3億米ドルとする。

政府は期限経過利息について、新債券を発行しない。再編の目的上、政府は期限経過利息をシナリオ 1 およびシナリオ 2 それぞれに基づき発行する元本維持債、元本削減債および準元本維持債の元本総額の上限を決定するためにのみ考慮することになる。

政府は、新債券が以下の基本的な法的条項を包含することになると考えている。

- 新債券はアルゼンチン政府の直接、無条件かつ非劣後債務となる。アルゼンチンは、信義と名誉にかけて、当該債券の元本および利息を期日にすべて支払い、かつ、当該債券における約定をすべて履行する。
- 一定の例外を除き、新債券が未償還で残存する限り、アルゼンチン政府はその公的対外債務を担保するため、その資産もしくは歳入につきいかなる担保権も設定しない。ただし、新債券が、同等の担保またはその債券保有者が承認する保証、補償もしくはその他の取決めの利益を受ける場合はこの限りではない。
- 法律により別途要求される場合を除き、アルゼンチン政府は、アルゼンチン政府により課せられる現在または将来のいかなる公租公課、賦課金またはその他の政府負担金を課せられることなく、かつ、これらのためまたはこれらを理由とする控除もしくは源泉徴収を行うことなく、当該新債券に基づくすべての支払を行う。
- 新債券に包含される支払不履行規定は、以下の例外を除き、既存のグローバル債の規定とほぼ同一である。
 - 債務再編案に基づく交換の対象とならない既存の債務不履行債券の満期の繰上原因となるいかなる事由もしくは条件も当該新債券の債務不履行事由を構成しない。
 - 当該新債券は、支払不履行がある場合において当該新債券の支払期日を繰り上げるため、債券の各シリーズの所持人の 25% の議決権を要求する規定を置く。
 - アルゼンチン法を準拠法とする新債券はクロス繰上支払規定を置かない。
- 新債券は集団行動条項を置く。

本書添付の付属書類 A 1 および 2 ならびに B 1 および 2 は、債務再編に従い、シナリオ 1 およびシナリオ 2 それぞれに基づき発行する元本維持債および元本削減債の条項の概要である。付属書類 C 1 および 2 は、各シナリオに基づき主としてアルゼンチンの国内市場において発行することになる準元本維持債に関する記述である。付属書類 D は、いずれかのシナリオに基づき各新債券に付して発行する GDP 連動ユニットに関する記述である。

署名頁

1934年証券取引所法（改正済）の要件に従い、登録者、アルゼンチン共和国は、本年次報告書または訂正年次報告書に対して、自己に代わり、適法に権限を授与した以下の署名者をして、アルゼンチン、ブエノスアイレス市において、2004年6月10日、適法に署名せしめた。

ギジェルモ・E・ニールセン
金融次官

付属書類索引

付属書類

内 容

- A 1 既存の債券の元本総額の 70%以下が新債券と交換される場合における新元本維持債 (Par Bonds) の要項の概要
- A 2 既存の債券の元本総額の 70%超が新債券と交換される場合における新元本維持債 (Par Bonds) の要項の概要
- B 1 既存の債券の元本総額の 70%以下が新債券と交換される場合における新元本削減債 (Discount Bonds) の要項の概要
- B 2 既存の債券の元本総額の 70%超が新債券と交換される場合における新元本削減債 (Discount Bonds) の要項の概要
- C 1 既存の債券の元本総額の 70%以下が新債券と交換される場合における新準元本維持債 (Quasi-par Bonds) の要項の概要
- C 2 既存の債券の元本総額の 70%超が新債券と交換される場合における新準元本維持債 (Quasi-par Bonds) の要項の概要
- D 各新債券と共に発行される GDP 連動ユニット (GDP-linked unit) の要項の概要

アルゼンチン共和国

債権者の参加が 70%以下である場合における
新元本維持債 (Par Bonds) の要項の最終案

- 発行者： アルゼンチン共和国
- 発行予定総額： シナリオ 1 では、元本維持債は元本総額約 100 億米ドルを上限として発行される。
- GDP 連動ユニット： 分離可能な GDP 連動ユニットは新債券と共に発行され、予定された水準を上回るアルゼンチンの国内総生産の達成度を条件として所持人に毎年支払を受ける権利を付与する。付属書類 D 参照。
- 通貨： 米ドル、ユーロまたは円建ての既存債券は、当初の債券の通貨、米ドルまたはペソ建ての新債券と交換することができる。米ドル、ユーロ、円またはペソ以外の通貨建ての既存債券は、米ドル、ユーロまたはペソ建ての新債券と交換することができる。ペソ建ての既存債券は、ペソ建ての新債券のみと交換することができる。
- ペソ建て債券の指標化： Coeficiente de Estabilizacion de Referencia (参照安定化指数 (CER))
- 満期： 発行日から 35 年
- 償却スケジュール： 25 年目から半年毎に均等償還
- 平均期間： 30.25 年
- 利率： 米ドル建て債券(利率は米ドル以外の通貨建て債券と経済的に同等のものとなる)について：

利率遡増年数	
1 年ないし 5 年	1.35%
6 年ないし 15 年	2.50%
16 年ないし 25 年	3.75%
26 年ないし 35 年	5.25%
- 利息計算期間： 半年毎
- 上場取引所： ルクセンブルグおよびその他の一定の法域
- 準拠法： ニューヨーク (ペソおよび米ドル)、英国 (ユーロ)、日本 (円) またはアルゼンチン (ペソおよび米ドル)

アルゼンチン共和国

債権者の参加が 70%を超える場合における
新元本維持債 (Par Bonds) の要項の最終案

- 発行者： アルゼンチン共和国
- 発行予定総額： シナリオ 2 では、元本維持債は元本総額約 150 億米ドルを上限として発行される。
- GDP 連動ユニット： 分離可能な GDP 連動ユニットは新債券と共に発行され、予定された水準を上回るアルゼンチンの国内総生産の達成度を条件として所持人に毎年支払を受ける権利を付与する。付属書類 D 参照。
- 通貨： 米ドル、ユーロまたは円建ての既存債券は、当初の債券の通貨、米ドルまたはペソ建ての新債券と交換することができる。米ドル、ユーロ、円またはペソ以外の通貨建ての既存債券は、米ドル、ユーロまたはペソ建ての新債券と交換することができる。ペソ建ての既存債券は、ペソ建ての新債券のみと交換することができる。
- ペソ建て債券の指標化： Coeficiente de Estabilizacion de Referencia (参照安定化指数 (CER))
- 満期： 発行日から 35 年
- 償却スケジュール： 25 年目から半年毎に均等償還
- 平均期間： 30.25 年
- 利率： 米ドル建て債券(利率は米ドル以外の通貨建て債券と経済的に同等のものとなる)について：

利率遡増年数	
1 年ないし 5 年	2.08%
6 年ないし 15 年	2.50%
16 年ないし 25 年	3.75%
26 年ないし 35 年	5.25%
- 利息計算期間： 半年毎
- 上場取引所： ルクセンブルグおよびその他の一定の法域
- 準拠法： ニューヨーク (ペソおよび米ドル)、英国 (ユーロ)、日本 (円) またはアルゼンチン (ペソおよび米ドル)

アルゼンチン共和国

債権者の参加が 70%以下である場合における
新元本削減債 (Discount Bonds) の要項の概要の最終案

- 発行者： アルゼンチン共和国
- 発行予定総額： シナリオ 1 では、元本削減債は元本総額約 201.7 億米ドルを上限として発行される。
- 額面の削減： 申し出債券の未償還元本額の約 66%相当
- GDP 連動ユニット： 分離可能な GDP 連動ユニットは新債券と共に発行され、予定された水準を上回るアルゼンチンの国内総生産の達成度を条件として所持人に毎年支払を受ける権利を付与する。付属書類 D 参照。
- 通貨： 米ドル、ユーロまたは円建ての既存債券は、当初の債券の通貨、米ドルまたはペソ建ての新債券と交換することができる。米ドル、ユーロ、円またはペソ以外の通貨建ての既存債券は、米ドル、ユーロまたはペソ建ての新債券と交換することができる。ペソ建ての既存債券は、ペソ建ての新債券のみと交換することができる。
- ペソ建て債券の指標化： Coeficiente de Estabilizacion de Referencia (参照安定化指数 (CER))
- 満期： 発行日から 30 年
- 償却スケジュール： 20 年目から半年毎に均等償還
- 平均期間： 25.25 年
- 利率： 米ドル建て債券(利率は米ドル以外の通貨建て債券と経済的に同等のものとなる)について：

利率遡増年数	現金	資本化
1 年ないし 5 年	3.97%	4.35%
6 年ないし 10 年	5.77%	2.55%
11 年ないし 30 年	8.32%	0.00%
- 利息計算期間： 半年毎
- 上場取引所： ルクセンブルグおよびその他の一定の法域
- 準拠法： ニューヨーク (ペソおよび米ドル) 英国 (ユーロ) 日本 (円) またはアルゼンチン (ペソおよび米ドル)

アルゼンチン共和国

債権者の参加が 70%を超える場合における
新元本削減債 (Discount Bonds) の要項の最終案

- 発行者： アルゼンチン共和国
- 発行予定総額： シナリオ 2 では、元本削減債は元本総額約 198.7 億米ドルを上限として発行される。
- 額面価額の削減： 申し出債券の未償還元本額の約 63%相当
- GDP 連動ユニット： 分離可能な GDP 連動ユニットは新債券と共に発行され、予定された水準を上回るアルゼンチンの国内総生産の達成度を条件として所持人に毎年支払を受ける権利を付与する。付属書類 D 参照。
- 通貨： 米ドル、ユーロまたは円建ての既存債券は、当初の債券の通貨、米ドルまたはペソ建ての新債券と交換することができる。米ドル、ユーロ、円またはペソ以外の通貨建ての既存債券は、米ドル、ユーロまたはペソ建ての新債券と交換することができる。ペソ建ての既存債券は、ペソ建ての新債券のみと交換することができる。
- ペソ建て債券の指標化： Coeficiente de Estabilizacion de Referencia (参照安定化指数 (CER))
- 満期： 発行日から 30 年
- 償却スケジュール： 20 年目から半年毎に均等償還
- 平均期間： 25.25 年
- 利率： 米ドル建て債券(利率は米ドル以外の通貨建て債券と経済的に同等のものとなる)について：

利率遡増年数	現金	資本化
1 年ないし 5 年	4.15%	4.36%
6 年ないし 10 年	4.88%	3.63%
11 年ないし 30 年	8.51%	0.00%
- 利息計算期間： 半年毎
- 上場取引所： ルクセンブルグおよびその他の一定の法域
- 準拠法： ニューヨーク (ペソおよび米ドル) 英国 (ユーロ) 日本 (円) またはアルゼンチン (ペソおよび米ドル)

アルゼンチン共和国

債権者の参加が 70%以下である場合における
新準元本維持債 (Quasi-par Bonds) の要項の最終案

- 発行者： アルゼンチン共和国
- 発行予定総額： 約 83.3 億米ドル相当のペソ
- 交換比率： 2003 年 12 月 31 日現在、約 30.6%
(1 米ドルと 1.4 ペソの評価の差 / 1 米ドル × CER (2.0395/2.938)
相当)
その他の通貨との比較は、この交換比率を用いて求められる。
- 指標化： Coeficiente de Estabilizacion de Referencia
(参照安定化指数 (CER))
- GDP 連動ユニット： 分離可能な GDP 連動ユニットは新債券と共に発行され、予定された水準を上回るアルゼンチンの国内総生産の達成度を条件として所持人に毎年支払を受ける権利を付与する。付属書類 D 参照。
- 通貨： ペソ
- 満期： 42 年
- 償却スケジュール： 32 年目から半年毎に均等償還
- 平均期間： 37.25 年
- 利率： 米ドル建て債券の利率 5.57%相当のペソ建て利率
(当初 10 年間は資本化、以後現金支払)
- 利息計算期間： 半年毎
- 上場取引所： ブエノスアイレス
- 準拠法： アルゼンチン

アルゼンチン共和国

債権者の参加が 70% を超える場合における
新準元本維持債 (Quasi-par Bonds) の要項の最終案

- 発行者： アルゼンチン共和国
- 発行予定総額： 約 83.3 億米ドル相当のペソ
- 交換比率： 2004 年 6 月 30 日現在、約 29.5%
(1 米ドルと 1.4 ペソの評価の差 / 1 米ドル × CER (2.0976 / 2.975)
相当)
その他の通貨との比較は、この交換比率を用いて求められる。
- 指標化： Coeficiente de Estabilizacion de Referencia
(参照安定化指数 (CER))
- GDP 連動ユニット： 分離可能な GDP 連動ユニットは新債券と共に発行され、予定された水準を上回るアルゼンチンの国内総生産の達成度を条件として所持人に毎年支払を受ける権利を付与する。付属書類 D 参照。
- 通貨： ペソ
- 満期： 42 年
- 償却スケジュール： 32 年目から半年毎に均等償還
- 平均期間： 37.25 年
- 利率： 米ドル建て債券の利率 5.96% 相当のペソ建て利率
(当初 10 年間は資本化、以後現金支払)
- 利息計算期間： 半年毎
- 上場取引所： ブエノスアイレス
- 準拠法： アルゼンチン

アルゼンチン共和国

新 GDP 連動ユニット (GDP-linked unit) の要項の最終案

- 発行者： アルゼンチン共和国
- 参照金額： GDP 連動ユニットは交換もしくは変更の申し出のある債券の元本金額につき発行される。
- 計算通貨： ペソ
- 支払通貨： 米ドル、ユーロまたは円
- 満期： 30年
- 計算日： 2006年以降、毎年11月1日
- 支払日： 2006年以降、毎年12月15日
- 参照日： 2005年以降、計算日の前年の12月31日
- 支払金額： 超過国内総生産 (GDP) の5%を支払日に先立つ15日間の自由市場におけるペソの対米ドル、ユーロもしくは円為替相場の平均値で除した金額
- 支払条件： 参照日における GDP 実績 (固定ペソにて表示される。) が基準 GDP を上回り、かつ年成長率が3%を超えること。
- 超過 GDP： 参照日における GDP 実績と基準 GDP (名目ペソにて表示される。) との差
- 基準 GDP： 2004年12月31日以降、年3%の成長率で予想される実質 GDP
- 準拠法： アルゼンチン